

平成22年6月8日
第2186号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部を改正する規則（28・福祉政策課）……………1

告 示

○争議行為の予告（284・雇用労働政策課）……………8

○道路区域の変更（285・北秋田地域振興局建設部）……………8

○建設業の許可の取り消し（286・山本地域振興局総務企画部）……………8

○建設業の許可の取り消し（287・平鹿地域振興局総務企画部）……………9

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………9

○土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………10

規 則

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十八号

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則（平成二十年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から(五)までを次のように改める。

様式第1号(1) 支援給付申請書 (第4条関係)

(A 4判)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立
の支援に関する法律等の規定による支援給付申請書

支援給付を受けようとする者の住所									※福祉事務所 受付年月日
支援給付を受けようとする者	氏名	筆頭者との 続柄	性別	年齢(歳)	生年月日	学歴	職業	健康状態	
		本人							
		配偶者							
同居者									※町村役場 受付年月日
(家族のうち別のところに住んでいる方がいるときは、その方の氏名と住所を記入してください。)									
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)			
支援給付を申請する(変更申請する)理由(具体的に記入してください。)									
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の規定による支援給付を申請します(変更申請します)。 年 月 日 申請者住所 氏名 支援給付を受けようとする者との関係 (あて先) 秋田県 福祉事務所長									

(記入上の注意)

- ※印欄は、記入しないでください。
- 申請する方と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は、支援給付を受けようとする方が記入してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入して添付してください。
- 事実と違う記載をする等の不正な方法で支援給付を受けた場合は、処罰されることがあります。
- この申請書は、支援給付の開始の申請、変更の申請いずれの場合にも使用します。開始の申請の場合は、別添1から別添3までの書類を添付してください。変更の申請の場合は、変更する事項について記入し、別添1から別添3までの書類のうち関係するものを添付してください。

(2) 資産申告書

(表面)

(A4判)

(別添1)

資産申告書

年 月 日

(あて先) 秋田県 福祉事務所長

住所
氏名 印

支援給付を受けようとする者の総資産の保有状況は、次のとおりです。

1 不動産 有・無
(不動産をお持ちの方は、記入してください。)

土地	区分		延べ面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(1) 宅地	有・無	m ²			
	(2) 田畑	有・無	m ²			有・無
	(3) 山林・その他	有・無	m ²			有・無

建物	区分		延べ面積	所有者氏名	所在地	抵当権
	(1) 居住用	持家・借家・借間 (いずれかを○で囲んでください。)	m ²			
	(2) その他	有・無	m ²		(家賃 円)	有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現金						円
預貯金	有・無	預貯金先	口座番号	口座名義人	預貯金額	円
有価証券	有・無	種類	額面	評価概算額		円
				円		

※裏面の記入上の注意をよくお読みください。

(裏面)

区分		契約先	解約返戻金額	保険金等の額	保険料額 (月額)
		契約者			
生命保険	有		円	円	円
	無				
その他の保険	有		円	円	円
	無				

3 その他の資産 有・無

(上記1、2以外の資産をお持ちの方は、記入してください。)

自動車 (自動二輪車を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用・不使用			cc	年式
その他の高価なもの	有・無	品名				

4 負債 (借金等)

(負債がある方は、記入してください。)

有・無	金額	借入先等
		円

(記入上の注意)

- この申告書は、支援給付を受けようとする方が記入してください。
- 資産の種類ごとにその有無を○で囲んでください。土地については、借地等についても記入してください。
- 有を○で囲んだ資産については、次に従って記入してください。
 - 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
 - 有価証券は、その種類 (株券、国債等) を記入してください。評価概算額は、現在売却するとした場合のおおよその金額を記入してください。
 - その他の高価なものについては、その品名を記入してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入して添付してください。
- 事実と違う記載をする等の不正な方法で支援給付を受けた場合は、処罰されることがあります。

(3) 収入申告書 (支援給付を受けようとする者用)

(A 4 判)

(別添2(1))

収入申告書

年 月 日

(あて先) 秋田県 福祉事務所長

住所
氏名

㊞

支援給付を受けようとする者の総収入は、次のとおりです。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は、記入してください。)

受給者の氏名	年金の種類	収入額 (月額)
	国民年金・厚生年金・その他の年金 ()	円
	国民年金・厚生年金・その他の年金 ()	円

※年金振込通知書、年金証書等の写しを添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(前年1月1日から12月31日までの間に働いて得た収入があった方は、記入してください。)

収入を得た者の氏名	勤め先	収入額 (年額)	必要経費額 (年額)
		円	円
		円	円

※必要経費額の欄は、交通費、材料費、社会保険料等の仕事をする上で必要な経費について、記入してください。

※源泉徴収票、給与明細書等の写しを添付してください。

3 その他の収入 有・無

(前年1月1日から12月31日までの間に上記1、2以外の収入があった方は、記入してください。)

収入を得た者の氏名	収入の内容	収入額 (年額)
		円
		円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険給付、傷病手当金、障害者手当、生命保険の保険金等、交通事故の補償金等、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)、仕送り、現物による収入等です。

(記入上の注意)

- 1 収入の種類ごとに、その有無を○で囲んでください。
- 2 この申告書を提出した後に、生活の維持が困難となる事情(収入が無くなる等)が生じた場合や年金収入額に変動が生じた場合は、福祉事務所の担当者に連絡してください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入して添付してください。
- 4 事実と違う記載をする等の不正な方法で支援給付を受けた場合は、処罰されることがあります。

(4) 収入申告書 (同居者用)

(A 4判)

(別添2(2))

収入申告書

年 月 日

(あて先) 秋田県 福祉事務所長

住所
氏名

印

同居者の総収入は、次のとおりです。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は、記入してください。)

受給者の氏名	年金の種類	収入額 (月額)
	国民年金・厚生年金・その他の年金 ()	円
	国民年金・厚生年金・その他の年金 ()	円

※年金振込通知書、年金証書等の写しを添付してください。

2 働いて得た収入 有・無

(前年1月1日から12月31日までの間に働いて得た収入があった方は、記入してください。)

収入を得た者の氏名	勤め先	収入額 (年額)	必要経費額 (年額)
		円	円
		円	円

※必要経費額の欄は、交通費、材料費、社会保険料等の仕事をする上で必要な経費について、記入してください。

※源泉徴収票、給与明細書等の写しを添付してください。

3 その他の収入 有・無

(前年1月1日から12月31日までの間に上記1、2以外の収入があった方は、記入してください。)

収入を得た者の氏名	収入の内容	収入額 (年額)
		円
		円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険給付、傷病手当金、障害者手当、生命保険の保険金等、交通事故の補償金等、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)、仕送り、現物による収入等です。

(記入上の注意)

- 1 収入の種類ごとに、その有無を○で囲んでください。
- 2 この申告書を提出した後に、生活の維持が困難となる事情(収入が無くなる等)が生じた場合や年金収入額に変動が生じた場合は、福祉事務所の担当者に連絡してください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入して添付してください。
- 4 事実と違う記載をする等の不正な方法で支援給付を受けた場合は、処罰されることがあります。

(5) 収入申告書(現況用)

(A4判)

(別添2(3))

収入申告書

年 月 日

(あて先) 秋田県 福祉事務所長

住所

氏名

㊞

支援給付を受けようとする者及び同居者の総収入は、次のとおりです。

1 年金収入 有・無

(年金収入がある方は、記入してください。)

受給者の氏名	年金の種類	収入額(月額)
	国民年金・厚生年金・その他の年金()	円
	国民年金・厚生年金・その他の年金()	円

※年金振込通知書、年金証書等の写しを添付してください。

2 働いて得ている収入 有・無

(働いている方は、記入してください。)

収入を得ている者の氏名	勤め先	収入額(月額)	必要経費額(月額)
		円	円
		円	円

※必要経費額の欄は、交通費、材料費、社会保険料等の仕事をする上で必要な経費について、記入してください。

※給与明細書等の写しを添付してください。

3 その他の収入 有・無

(上記1、2以外の収入があった方は、記入してください。)

収入を得ている者の氏名	収入の内容	収入額(月額)
		円
		円

※その他の収入とは、恩給、子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険給付、傷病手当金、障害者手当、生命保険の保険金等、交通事故の補償金等、財産収入(土地、家屋の賃貸料等)、仕送り、現物による収入等です。

(記入上の注意)

- 1 収入の種類ごとに、その有無を○で囲ってください。
- 2 この申告書を提出した後に、収入額に変動が生じた場合は、福祉事務所の担当者に連絡してください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入して添付してください。
- 4 事実と違う記載をする等の不正な方法で支援給付を受けた場合は、処罰されることがあります。

様式第1号の「、その他」を「その他」に、「秋田県 福祉事務局長 様」を「(あて先)秋田県 福祉事務局長」に改める。

様式第1号の「法律等」の次に「の規定」を挿入し、「秋田県 福祉事務局長 様」を「(あて先)秋田県 福祉事務局長」に改める。

附 記

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第284号

平成22年5月20日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成22年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

年間手当に関すること

2 日時

平成22年6月9日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

鹿角市花輪字向畑18番地	かづの厚生病院
北秋田市下杉字上清水沢16-29	北秋田市民病院
能代市落合字上前田地内	山本組合総合病院
南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地	湖東総合病院
秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田組合総合病院
由利本荘市川口字家後38番地	由利組合総合病院
大仙市大曲通町1番地30号	仙北組合総合病院
横手市前郷字八ツ口3番1	平鹿総合病院
湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	雄勝中央病院
秋田市八橋南二丁目10番16号	秋田県厚生連本所

4 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大館鷹巣線	北秋田市栄字琵琶田32番地先から竹原岱97番2まで	6.00~18.00	0.774
	新	大館鷹巣線	A 北秋田市栄字琵琶田32番地先から竹原岱97番2まで	6.00~18.00	0.774
			B	7.00~52.00	0.760

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年6月8日から同月21日まで

秋田県告示第286号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成22年5月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社ナガオカハウス
能代市字昇平岱24番地2
代表取締役 長 岡 稔
秋田県知事許可（般-19）第30013号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年5月20日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成22年5月21日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社三協運輸
能代市河戸川字南後田82番地1
代表取締役 池 端 敏 雄
秋田県知事許可（般-19）第30160号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年5月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第287号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年5月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高松組
横手市新坂町2番19号
代表取締役 高 橋 博 昭
秋田県知事許可（般-19）第6337号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年5月25日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 「ふるさと活性化サポートシステム」
- 3 代表者の氏名
藤 原 眞 一
- 4 主たる事務所の所在地
湯沢市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、湯沢市及び近隣の市町村民並びに児童生徒を対象とし、冬期の身近なスポーツであるスキーを通して健康増進と健全な心身の育成及びスキー場の管理・運営に努める。
(1) 野外活動・いこいの場として周辺の観光施設、簡易温泉施設等の管理・運営、又、里山自然林の環境保全活動に努める。
(2) 上記の目的を達成するため集客活動を展開し、活気あふれる町づくりと地域の活性化につながる継続的な活動の推進に努める。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町鶴川土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年5月31日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年6月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号